

鹿児島工業高等専門学校カレッジアンバサダー規則

(趣旨)

第1条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）の外国人留学生及び短期留学生等に日本語あるいは日本文化理解、日常生活についての有益な助言等を行うためにカレッジアンバサダーを置くこととし、必要な事項を定めるものとする。

(任命の要件)

第2条 カレッジアンバサダーとして任命できる者は、次の各号の一つに該当する者のうち本校において留学生の指導に従事できる者とする。

- (1) 第1条を遂行するにあたり、特段の資質を有する者で、本校に常時勤務する教職員以外の者
- (2) 前1号に掲げる者のほか、校長が特に必要であると認めた者

(任命)

第3条 カレッジアンバサダーの選考は、前条により運営会議において行い校長がこれを任命する。

(任命期間)

第4条 任命期間は、任命日から当該年度の3月31日までとし、必要に応じて、更新することができる。

(本人への了知)

第5条 校長は前条によりカレッジアンバサダーに任命する場合には、別途様式により行うものとする。

(謝礼)

第6条 カレッジアンバサダーへの謝礼は、その都度、独立行政法人国立高等専門学校機構が定める謝金基準単価表（別紙参照）に基づき、支払うこととする。

附 則

この規則は、平成28年11月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

通知書

(氏 名)	(現 職)
(通知内容) <p data-bbox="368 965 1270 1048">鹿児島工業高等専門学校カレッジアンバサダーとして任命する 付与の期間は令和 年 月 日までとする</p>	
<p data-bbox="269 1659 576 1693">令和 年 月 日</p> <p data-bbox="352 1778 948 1816">鹿児島工業高等専門学校長 氷 室 昭 三</p>	